

1 栃木県立石橋高等学校創立 100 周年記念事業実行委員会会則

第1条(名 称)

本委員会は、「栃木県立石橋高等学校創立 100 周年記念事業実行委員会」と称する。

第2条(所在地)

本委員会は、栃木県立石橋高等学校(栃木県下野市石橋845)内に置く。

第3条(目 的)

本委員会は、創立 100 周年記念事業の一切を企画し、実施することを目的とする。

具体的な目的は、次のとおりとする。

1. 創立 100 周年の歴史を祝い、本校教育活動に尽力された関係者各位に感謝と敬愛の意を深める。
2. 同窓生・生徒・保護者・教職員・地域の方の協力のもと、本校のさらなる飛躍と充実を目指すとともによき校風と伝統の確立に向けた新たな出発点とする。
3. 生徒のための長期的展望に立った本校の教育活動基金の継続をはかる。

第4条(事 業)

本委員会は、次の事業を行う。

1. 創立 100 周年記念式典、記念講演会
2. 創立 100 周年記念誌の編集と発刊
3. 創立 100 周年記念同窓会名簿の編集と発刊
4. その他、創立 100 周年記念に関する事業

第5条(構 成)

本委員会は、次の構成員をもって構成する。

1. 同窓会会長・本部役員(9名)
2. PTA会長・PTA副会長他(7名)
3. 本校職員

第6条(役 員)

本委員会は、次の役員を置く。

1. 委員長 1名 同窓会会長がこれに当たる。
2. 副委員長 2名 PTA会長、校長がこれに当たる。
3. 会 計 3名 事務長、同窓会本部役員、PTA役員がこれに当たる。
4. 書 記 3名 渉外部長、同窓会本部役員、PTA役員がこれに当たる。
5. 会計監査 2名 同窓会本部役員、PTA役員がこれに当たる。
6. 庶 務 22名 本校職員、同窓会本部役員、PTA役員がこれに当たる。

第7条(役員の任務)

役員の任務は、次のとおりとする。

1. 委員長 本会の代表者となり、会務を総括し、会議を招集する。
2. 副委員長 委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、内1名が委員長の職務を代行する。
3. 会 計 本事業の会計事務の全てを処理する。
4. 書 記 本会の事務を処理する。
5. 会計監査 本会の会計を監査する。
6. 庶 務 第3条の目的にかかる事項について企画、立案、審議し意見を統括する。

第8条(庶 務)

本会には次の専門部を置き、本校職員をもって構成し、事務の円滑化を図る。(別紙⑦)

1. 総務部
2. 記念式典部
3. 記念事業部
4. 記念誌部
5. 会計部

第9条(期 間)

本委員会の存在期間は、創立 100 周年記念事業の決算報告後、委員長の判断で解散する。

第 10 条(経 費)

本委員会の経費は、同窓会負担金、同窓生寄付金、在校生負担金、その他の寄付金等をもって

これに当たる。

第11条(会 議)

1. 本委員会は、全体会、役員会、専門部会を置き、委員長がこれを招集する。また、必要に応じて適宜構成メンバー同士による会議を行う。
2. 各会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

本会則は、令和3年6月24日より施行する。

2 令和6年度実行委員

役 員	所 属	氏 名
委員長	同窓会会長	
副委員長	PTA会長 校長	
会 計	事務長 同窓会本部役員 PTA役員	
書 記	渉外部長 同窓会本部役員 PTA役員	
会計監査	同窓会本部役員 PTA役員	
庶 務	学校 教頭 主幹教諭 教務主任 渉外部 渉外部 渉外部 学習指導部長 進路指導部長 図書部長 生徒指導部長 健康安全指導部長 特別活動部長 同窓会本部役員 同窓会本部役員 同窓会本部役員 同窓会本部役員 PTA役員 PTA役員 PTA役員 PTA役員	

3 実施上の留意事項

- (1) 生徒の教育活動のための事業となるよう努める。
- (2) 令和6年度の学校行事は創立 100 周年記念行事とする。
- (3) 経費の節減に努め、保護者や同窓生にかかる負担の軽減に努める。
- (4) 日常の教育活動に支障のないよう計画的に推進する。
- (5) 地域との連携を踏まえ、同窓生・生徒・保護者・教職員が協力して事業に当たる。